

第8回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成30年3月27日

午前10時00分～午後12時19分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 農用地等の利用調整申出について

議 長 只今より第8回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程1、議事録署名委員の指名については、4番江上委員さん、5番元山委員さん、よろしくお願い致します。日程2、「会期の決定について」でございますが、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで本日1日限りと致します。次日程3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。日程4、「会務報告」局長よりお願い致します。

事 務 局 長 それでは、第7回農業委員会総会以降の会務について、ご報告を申し上げます。まず整理番号1番、2月27日、第7回農業委員会総会がここ委員会室で開催されております。委員12名全員と事務局が対応しております。続きまして2番、3月5日、農業者年金研修会及び相談会ということで、標茶町で開催されております。研修会及び相談会に、塩沢会長、それから委員さん2名、事務局が出席しております。同じく3番、3月9日、農用地利用調整会議が美留和会館で開催されております。第3ブロックの委員さんと、事務局が対応しております。これにつきましては、後程報告第17号にて報告があると思われまして。同じく4番、3月16日、それから5番、3月19日、現地調査が行われております。役場農業会議室で開催されております。全ての農業委員さん、それから事務局が対応しております。最後に6番、3月19日から20日まで、一般社団法人北海道農業会議第84回総会及び平成29年度市町村農業委員会会長事務局長研修会が札幌市において開催されております。塩沢会長と私が出席しました。これについては後程、報告第16号で報告があると思います。以上、会務についての報告を終了致します。

議 長 はい、有難うございました。次日程5、報告第16号「一般社団法人北海道農業会議第84回総会、平成29年度市町村農業委員会会長事務局長特別研修会出席報告について」報告を致します。まず私の方から北海道農業会議第84回総会について報告を致します。3月19日に札幌市第2水産ビルにおいて、第84回総会が開催されました。開催にあたりまして、岡村会長より挨拶をいただき、来賓といたしまして、北海道農政部長さんからの挨拶をいただきました。次に表彰といたしまして、平成29年度農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会職員永年勤続表彰ということで、表彰を受けられました。次、29年度全国農業新聞普及推進活動表彰ということで、これも2農業委員会では表彰を受けられました。次議事といたしまして、議案1号といたしまして、平成29年度一般社団法人北海道農業会議収支補正予算の決定について、2号議案、平成30年度一般社団法人北海道農業会議理事及び監事の報酬等の額の決定について、3号議案、平成30年度一般社団法人北海道農業会議事業計画並びに収支予算の決定について、4号議案、平成30年度一般社団法人北海道農業会議の事業予算の執行に関する決議案について、5号議案、平成30年度一般社団法人北海道農業会議会費の賦課方法及び徴収時期について、6号議案、平成30年度一般社団法人北海道農業会議借入金最高限度額及び預入先、借入金金融機関の決定について、ということでそれぞれ議案1号から6号まで、全て決定いたしました。以上で報告を終わります。

事 務 局 長 つづきまして、私の方から平成29年度市町村農業委員会会長事務局長特別研修会でのん末について、皆様に報告を致したいと思います。開催日は同じく、3月19日、北海道農業会議第84回総会終了後、午後3時から同じく札幌市第2水産ビルで開催されております。出席者は塩沢会長と私が出席しております。研修の内容についてですが、まず2項目ということで、1項目が収入保険制度の導入と農業災害補償制度の見直しに

について、という題材、それから2項目目が、消費税の軽減税率制度の実施について、ということでお話しを講師の先生から伺いました。1つ目の収入保険制度の関係ですが、講師が、北海道農業共済組合連合会、総務企画部企画支援グループの新田課長様、平成31年から導入される収入保険制度について、重複加入可能な他の保険制度の説明や、青色申告との兼ね合い、それから税申告との関係等について説明がありました。つづきまして、消費税の軽減税率制度の関係ですが、講師が、札幌国税局課税第二部消費税課軽減税率制度、山崎係長様から説明がございました。これにつきましては、平成31年10月1日から10パーセントに引き上げる予定の消費税について、8パーセントの軽減税率適用の対象品目についての説明がありました。内容については、飲食料品の扱いがされており、米、野菜、果物、食肉等が対象となる。また、牛、飼料用米、栽培用の種子、苗木等は対象とならないとの説明を受けました。詳細については事務局へ資料の保管をしておりますので、希望があれば閲覧できますので申し伝えたいと思います。簡単ではありますが、研修会の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。これで報告第16号については、報告済みとさせていただきます。次日程6、報告第17号「農用地等の利用調整結果について」1番吉田委員さんよろしくお願い致します。

吉 田 委 員 1番吉田です。本件につきましては、前回の第7回総会議案第20号にて申出がありました、字奥春別原野45線63番地5、望月信雄さん所有地、字美留和454番1、外1筆につきましては、美留和、原野摩周地区の地区界に位置することから、対象地域を〇〇〇〇、〇〇〇〇地区一円とし、17個人、3法人を候補者いたしました。調整委員に上西委員、齋木委員、私と事務局が出席し、3月9日、美留和会館にて利用調整会議を行いました。出席者につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の3名が出席いたしました。進め方として、申出地が離れて分かれていたため、1筆ごとに調整を行うことにしました。まず、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、三者の希望を聞き取り、〇〇〇〇氏は、購入希望しない。〇〇〇〇氏は、購入希望。〇〇〇〇については、長い間借りて管理してきたため購入したいが、〇〇〇〇地区で離農に伴った農地の利用集積計画も予定しているので、〇〇〇〇さんが購入希望であれば譲りたい。とのことで〇〇〇〇氏に決定いたしました。

次に、字〇〇〇〇〇について、〇〇氏、〇〇氏より購入希望がありました。〇〇氏は、賃貸借して管理していたので購入を希望したい。〇〇氏については、隣接地でもあり購入したいが、現在まで使用していた〇〇さんが希望であれば辞退する。ということで2筆とも〇〇〇〇氏が購入者に決定いたしました。〇〇氏より購入価格についての相談があり、10aあたり〇〇〇〇円位を希望したいとのことで、3月12日、〇〇氏に調整結果を報告し、〇〇〇〇さんに決定したことと併せて、価格についての相談をしたところ、〇〇〇〇地区は、やち等の箇所も多く、国道を境に上段と下段とは明らかに違いがあるということで了承いただき、3月14日に〇〇氏に交渉結果を報告し、10アールあたり〇〇〇〇円で購入価格〇〇〇〇円ということで決定いたしました。なお、この所有権移転の申請につきましては来月の総会にて提案する予定としておりますので、よろしくお願いします。以上簡単ではございますが、利用調整結果の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。只今吉田委員さんからの報告がございました。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで、報告第17号を報告済みとさせていただきます。次日程7、

報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは総会資料書の 4 ページをお開き願いたいと思います。報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について合意による解約があったので報告する。平成 30 年 3 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回の合意解約につきましては 9 件の申出がございました。番号 1 番から 4 番につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏が離農することに伴う合意解約となっておりますので、4 番までの借受人の読上げは省略させていただきます。

それでは番号 1 について説明いたします。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇外 3 筆の合計 4 筆で、公募、現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡となっております。貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 2 月 28 日。契約期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとなっております。

続いて番号 2 番の説明をいたします。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外 5 筆の計 6 筆。公簿地目は畑及び原野、現況地目は全て畑となっております。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人につきましては、弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は平成 30 年 2 月 28 日。契約期間は、平成 27 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までとなっております。

続いて番号 3 番になります。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外 2 筆の計 3 筆でございます。公募、現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 2 月 28 日。契約期間は、平成 27 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までとなっております。

続いて 5 ページになります。4 番の説明をさせていただきます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外 3 筆の計 4 筆でございます。公簿、現況地目とも畑でございます。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 2 月 28 日、契約期間につきましては平成 27 年 2 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までとなっております。この番号 4 までが〇〇氏の離農に伴う合意解約となっております。

続いては、番号 5 番となります。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外 5 筆の計 6 筆。公簿地目は畑及び牧場、原野となっております。現況地目は全て畑でございます。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。貸受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 2 月 28 日、契約期間は、平成 28 年 3 月 1 日から平成 33 年 2 月 28 日までとなっております。この申し出につきましては、賃貸借料額の再設定のための合意解約となっております。

つづきまして番号 6 番の説明とさせていただきます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外 6 筆の計 7 筆でございます。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は全て畑でございます。面積は〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 3 月 7 日。契約期間につきましては平成 27 年 7 月 28 日から平成 38 年 7 月 31 日までとなっております。

つづきまして 6 ページをお開き願いたいと思います。番号 7 番となります。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆でございます。公簿現況地目ともに畑でございます。面積につきましては〇〇〇〇㎡の内、〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇外 6 名の共有名義の土地でございます。借受人につきましては弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日につきましては平成 30 年 2 月 28 日、契約期間につきましては平成 29 年 5 月 26 日から平成 30 年 5 月 25 日までとなっております。

続いて番号 8 番及び 9 番につきましては、〇〇〇〇が離農したことに伴う合意解約となっております。

では 8 番の説明をいたします。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の外 5 筆の計 6 筆でございます。

す。公簿地目は各畑、牧場、山林、原野となっております。現況地目は全地、畑となっております。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人につきましては弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。借受人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は平成30年3月16日。契約期間につきましては平成26年3月25日から平成36年3月24日までとなっております。

続いて番号9番です。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇外4筆の計5筆となります。公簿地目は各畑、牧場、原野となっております。現況地目は全地、畑となっております。面積は〇〇〇〇㎡。貸付人につきましては、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。借受人につきましては、先の番号8と同様〇〇〇〇となっております。合意解約日につきましては平成30年3月16日。契約期間につきましては平成24年3月28日から平成33年11月28日までとなっております。

この合意解約のあった全農地につきましては、このあと21ページからの議案第26号の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。で全て提案させていただいております。以上簡単でございますが、報告第18号の説明とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局より報告がございました。何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し。ということで報告第18号を報告済みとさせていただきます。次日程8、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは総会資料の7ページをお開き願います。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて議決を求める。平成30年3月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申請番号1番の説明をいたします。権利につきましては所有権の移転となっております。所在は字〇〇〇〇の1筆、公簿現況ともに畑となっております。面積につきましては、〇〇〇〇㎡でございます。譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。申請事由については、譲渡人は農地を隣接者へ譲渡。譲受人につきましては隣接地のため譲渡を受ける。としております。契約種類につきましては売買契約となっております。価格は〇〇〇〇円。10アール当たり〇〇〇〇円となっております。申請地の位置図については、8ページ。農地法第3条調書は別紙1ページにございますのでご参照ください。以上簡単ではありますが、農地法第3条の許可申請についての説明とさせていただきます。ご審議の上、決定賜りますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。10番渡邊委員さん、よろしくお願いします。

渡 邊 委 員 10番渡邊です。申請番号1番の現地調査は、3月19日に農業会議室にて実施いたしました。現地調査委員は上西委員、齋木委員、私と事務局であります。本申請の農地については〇〇〇〇名義の号線地であり、〇〇〇〇氏の採草地と隣接して

おります。管理においても採草地同様に管理している状況であることから、本申請については問題なしと判断致しました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思いますが、○番○○○○さんが、農業委員会法第 31 条に該当いたしますのでここで退席をお願いします。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開いたします。申請番号 1 番につきまして、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで、議案第 23 号を決定させていただきます。○○○○さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。次日程 9、議案第 24 号「農業振興地域整備計画の変更について」議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」併せて一括提案致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局 総会資料 9 ページをお開き願います。議案第 24 号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。平成 30 年 3 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
整理番号 1 番の説明をいたします。区分につきましては除外の申請となっております。所在は字○○○○○○○○の 1 筆。公簿地目は牧場、現況地目は農業施設用地でございます。申請面積は○○○○㎡の内○○○○㎡でございます。事業主体は弟子屈町字○○○○○○○○、○○○○氏でございます。計画内容、事業名称につきましては、農家住宅の建設でございます。事業期間は除外後、事業内容については農家住宅分として、○○○○㎡で所要面積は申請面積同様、○○○○㎡となっております。事業の必要性につきましては、現況の住宅が老朽化しているため今般新築するもの。としております。土地選定の理由は、現有住宅の隣接に建設するため。としております。事業費につきましては、○○○○円となっております、すべて借入金で対応することとなっております。この土地の所有者につきましては、申請者と同じ住所になります○○○○氏の名義の土地となっております。図面については 10 ページ 11 ページ、住宅の平面図立面図については 12 ページ 13 ページとなりますのでご参照願いたいと思います。
次に整理番号 2 番の説明をいたします。区分は用途変更でございます。所在は字○○○○及び○○○○の 2 筆でございます。公簿現況地目とも畑。面積は○○○○㎡でございます。事業主体につきましては、弟子屈町字○○○○○○○○○○、○○○○○○○○氏でございます。計画内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称につきましては、作業用通路及びスタック置き場造成でございます。期間につきましては許可日から。所要面積につきましては、○○○○㎡となっております。事業の必要性につきましては、規模拡大及び作業効率を上げるため造成する。としております。土地選定の理由につき

ましては、牛舎等施設に隣接し、効率的な利用が可能となるため。となっております。事業費につきましては、〇〇〇〇円ということで見ております。これは土地代の〇〇〇〇円ということで、全額自己負担で対応することとなっております。図面につきましては14ページ、配置図については15ページをご参照願いたいと思います。

つづきまして整理番号3番でございます。区分は用途変更となっております。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。事業主体は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。計画内容につきましては、農業用施設の整備。事業名称につきましては、スタックサイロ造成となっております。期間は許可日から。事業内容につきましては、スタックサイロ2棟分で〇〇〇〇㎡、作業スペース等で〇〇〇〇㎡と合計〇〇〇〇㎡となっております。事業の必要性につきましては、牧草収穫量が増えたことからスタックサイロ置き場の新設が必要となった。としております。土地選定の理由につきましては、現有施設に隣接し、効率的な利用が可能になるため。ということとなっております。事業費につきましては、自ら整地を行うため事業費はゼロとなっております。図面については16ページ、配置図については17ページをご参照ください。

先の議案整理番号2番、及び3番につきましては、併せて農地法第5条の許可申請がございましたので、総会資料の18ページをお開き願いたいと思います。

議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による農地等の転用のための権利設定の許可申請があった下記のものについて意見を求める。平成30年3月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

それでは申請番号1番について説明いたします。権利についてですが所有権移転となっております。所在、地番、地目、面積につきましては、先ほど説明したとおりですので割愛させていただきます。

譲渡人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇氏となっております。農地区分、転用種類につきましては、農用地区域内農地の永久転用。用途施設につきましては、農業用施設整備及び作業通路等の整備となっております。資金調達状況につきましては、事業費土地代になりますが〇〇〇〇円となっております。全て自己資金ということで対応するとしております。

19ページをお開き願いたいと思います。

本申請に係る意見書案になります。説明が重複しますので農地の区分についての判断より説明したいと思います。申請地は農用地区域内農地でございます。該当事項とした判断理由につきましては、申請地は弟子屈町役場から南方向へ約〇キロに位置する農振農用地区域内の農地である。としております。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、当申請は、当地で酪農業を営んでいる法人が、経営規模拡大及び効率的な営農のため農業用施設整備を行うものであります。当該事業実施のための必要最小限の転用でありやむを得ないものと思われる。としております。資力及び信用につきましては、問題なし。としておりまして、本件につきましては、整備は自ら行うため事業に関してはゼロ。あと農地に関しては、契約を3月1日付で契約しておりまして、自己資金により対応するということで、残高証明等の書類は整備しております。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、先ほど言ったとおり、所有権移転の契約を締結しております。法令により義務付けられている行政庁との協議進捗状況につきましては、農業振興地域整備計画変更、用途変更の手続き中である。としております。

戻りますが、18ページをお開き願います。

申請番号2番の説明をいたします。申請番号1番同様重複項目については説明を割愛させていただきます。貸し主については弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借り主は〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。農地区分、転用種類につきましては、農用地区域内農地の永久転用。用途につきましては農業用施設整備でございます。施設はスタックサイロ造成のための整地となっております。資金調達状況につきましては、自ら整地を行うため事業費はゼロとしております。

20ページをお開き願いたいと思います。

申請番号2番に係る意見書案でございます。先ほどと重複する部分につきましては説明

を割愛させていただきます。農地の区分についての判断としまして、申請地は農用地区域内農地、〇〇〇〇㎡でございます。該当事項とした判断理由につきましては、弟子屈町役場から北方向へ約〇キロに位置する農振農用地区域内の農地でございます。現在、農用地区域内から用途変更の手続き中である。としております。農地転用に関する許可基準からみた意見としまして、検討事項、農地の区分と転用目的につきましては、当申請は、当地で酪農経営している申請者が、経営規模拡大のために農業用施設整備スタックサイロ造成を行うためである。当該事業実施のための必要最小限の転用でありやむを得ないものと思われる。としております。資力及び信用につきましては、先ほど説明したとおり、自ら整地を行うということでゼロ、問題なしとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況につきましては、所有者の同意を同意書によりいただいている状況となっておりますので問題なし。としております。法令により義務付けられている行政庁との協議進捗状況につきましては、農業振興地域整備計画変更（用途変更）の手続き中である。としております。

いずれも本件が議決されましたら、この意見書をもとにですが、北海道農業会議に意見聴取後、許可相当案件とし北海道へ申請することといたします。

以上議案第 24 号及び 25 号の説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。まず議案第 24 号、整理番号 1 番については、7 番望月委員さんよろしくお願いします。

望 月 委 員 7 番望月です。現地調査日は 3 月 16 日農業会議室で、新木委員、阪口委員、私と事務局でおこないました。小林委員は所要のため欠席しております。

本申請地は〇〇〇〇氏が住宅を建てるということで、現在の宅地が不足するということで、隣接する部分をたして行うということで、ほかに影響がないと、問題ないと判断致しました。よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。次整理番号 2 番については、5 番元山委員さん、それと議案第 25 号の申請番号 1 番についてもよろしくお願いします。

元 山 委 員 5 番元山です。現地調査日は、3 月 16 日農業会議室において実施致しました。現地調査委員につきましては、塩沢会長、鈴木委員、私と事務局で実施しました。

本申請は〇〇〇〇〇〇〇〇氏の農地の所有権移転に伴う農地法 5 条の申請となっております。双方とも所有権移転に伴う協議は済んでおり、許可後所有権移転を行うこととなっております。当該地においては全地を施設用地として整備することで、作業効率の向上を図るものであります。また、農地の状況ですが以前は放牧地として利用されておりましたが起伏、水の流れ等がありますので、施設用地の本申請について問題ないと判断致しました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。次議案第 24 号の整理番号 3 番と議案第 25 号の申請番号 2 番については、1 番吉田委員さんお願いします。

吉 田 委 員 1 番吉田です。現地調査日は、3 月 19 日農業会議室において実施致しました。現地調査委員につきましては、上西委員、齋木委員、私と事務局であります。

本申請は〇〇〇〇が、スタックサイロ造成のための整地を実施することの農地法 5 条申請となっております。現存するスタックサイロ横に増やす計画であり、より経営規模拡大が見込まれ、農業用施設にも隣接しており、施設が集中するため作業効率化も図れることから、本申請において問題なしと判断致しました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。それでは現地委員さんの報告が終了しましたので、ここで質疑を受けたいと思います。まずは議案第 24 号の整理番号 2 番については、〇〇〇〇さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので、退席をお願いします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 2 番について何かご意見ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 3 番については、〇番〇〇〇〇さんが、農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 3 番について何ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 1 番について、何かご意見ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで整理番号 1 番 2 番 3 番、それぞれ決定いたします。次議案第 25 号、申請番号 1 番について、〇〇〇〇さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので、退席をお願いします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。申請番号1番について、何かご意見ございますか。

(休憩)

各 委 員 異議なし。

議長 異議なし。ということで決定いたします。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。申請番号 2 番については、○番〇〇〇〇さんが、農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。申請番号２番について何ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定いたします。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。申請番号 1 番 2 番について決定いたしましたので、議案第 25 号を決定させていただきます。次日程 11、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは 21 ページをお開きください。議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成 30 年 3 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

今回の総会に提案されております申請につきましては、新規の申請が 24 件、継続の申請が 7 件、合せて 31 件の申請で全て利用権の設定でございます。

整理番号 1 番から 5 番につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有農地及び報告第 18 号 1 番から 4 番で合意解約ありました土地につきまして一括、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏が借受する申請となっております。また、整理番号 6 番につきましても継続によります〇〇〇〇氏の借受する申請でございます。

整理番号 1 番につきましては、〇〇〇〇氏が耕作しておりました自己所有地と報告第

18号5番で合意解約のありました土地の合せての申請となっております。

字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外32筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目畑及び牧場及び原野、現況は畑、利用目的は牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円、期間につきましては、平成30年3月27日から平成40年3月31日までの約10年間となっております。図面につきましては31から34ページをご覧ください。

続きまして整理番号2番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外5筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目畑及び原野、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成30年3月27日から平成40年3月31日までの約10年間となっております。

続きまして整理番号3番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外2筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成40年3月31日までの約10年間となっております。

続きまして整理番号4番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外3筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成40年3月31日までの約10年間となっております。

整理番号2番3番4番の図面につきましては35ページをご覧ください。

続きまして整理番号5番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外3筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成40年3月31日までの約10年間となっております。図面につきましては36ページをご覧ください。

続きまして整理番号6番継続でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇〇、外5筆、〇〇〇〇㎡でございます。公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成33年3月31日までの約3年間となっております。図面につきましては37、38ページをご覧ください。

つづきまして整理番号7番8番につきましては、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏の申請でございます。

整理番号7番所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外6筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は飼料畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成33年3月31日までの約3年間となっております。図面につきましては39ページをご覧ください。

続きまして整理番号8番、新規の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外3筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は飼料畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成35年3月26日までの5年間となっております。図面につきましては40ページをご覧ください。

続きまして整理番号9番10番につきましては継続でございます。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。

整理番号9番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外1筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は普通畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成35年3月26日までの5年間となっております。図面につきましては41ページをご覧ください。

続きまして整理番号10番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外2筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目は畑及び山林、現況は畑、利用目的は普通畑でございます。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成40年3月26日までの10年間となっております。図面につきましては42ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 11 番、報告第 18 号 7 番で合意解約ありました農地であります。新規の申請でございます。

所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は普通畑でございます。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇外 6 名、借受人、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。図面につきましては 43 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 12 番、継続でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 3 筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は普通畑でございます。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。図面につきましては 44 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 13 番、新規でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 4 筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、標茶町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。図面につきましては 45 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 14 番、報告第 18 号 6 番で合意解約ありました農地であります。新規の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 6 筆〇〇〇〇㎡、公簿地目は、畑及び牧場、現況は畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 40 年 3 月 31 日までの約 10 年間となっております。図面につきましては 46 ページをご覧ください。整理番号 15 番から 17 番につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の離農に伴います新規の申請であります。

整理番号 15 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、公簿地目は牧場、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、1 年目につきましては、〇〇〇〇円、2 年目以降につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。

続きまして、整理番号 16 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 1 筆〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目は牧場、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、1 年目につきましては、〇〇〇〇円、2 年目以降につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 26 日までの約 5 年間となっております。

整理番号 15 番 16 番の図面につきましては 47 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 17 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 8 筆、〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目は牧場、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏でございます。借り賃につきましては、1 年目につきましては、〇〇〇〇円、2 年目以降につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの約 5 年間となっております。

整理番号 18 番から 19 番につきましては、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。

整理番号 18 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、1 年目につきましては、〇〇〇〇円、2 年目以降につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。

整理番号 19 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、公簿地目は山林、

現況地目は畑、利用目的は牧草畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の、借り賃につきましては、1年目につきましては、〇〇〇〇円、2年目以降につきましては、〇〇〇〇円、期間につきましては平成30年3月27日から平成35年3月31日までの5年間となっております。整理番号17番18番19番の図面につきましては48ページをご覧ください。

続きまして整理番号20番につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の第三者経営継承に伴います新規の申請でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外17筆、〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目は畑及び原野、宅地、現況地目は畑及び農業施設、利用目的につきましては牧草畑でございます。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となっております。図面につきましては49ページから51ページをご覧ください。なお、整理番号20番の借受人、〇〇〇〇氏につきましては新規就農者でございます。新規就農者への利用権設定につきましては、配付いたしております、弟子屈町農業経営基盤強化促進基本構想をご覧ください。

この基本構想につきましては、一昨年12月に開催いたしました総会においてご説明させていただき、平成29年3月に町が策定しております。基本構想に基づきまして簡単に説明させていただきます。

1ページをお開きください。第1として農業経営基盤の強化の促進に関する目標、5ページになりますが、4番新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、(確保に関する目標)が記載されております。この中の(3)には、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた弟子屈町の取り組みといたしまして、就農相談から就農経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要とし、そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介、技術、経営面については農業改良普及センター、JA摩周湖、各生産組合等が重点的な指導を行う、地域の総力をあげて経営体へと育成し認定農業者へと誘導していく。と目標にかかげております。また、6ページになりますが、中段になります、本町農業の次代を担う農業後継者や新規就農者を育成、確保していくことが重要な課題となっている。このため、就農研修の実施や意欲ある農業後継者に対する人づくり対策等の施策の充実を図り、弟子屈町農村ふれあい育成協議会を構成する各農業関係機関等と連携を深め、農業後継者及び新規就農者を確保するよう努める。となっております。つづきまして、25ページをお開きください。第5農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項といたしまして、1利用権設定等促進事項に関する事項(1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件、27ページ(2)利用権の設定等の内容。とつづいております。28ページをお開きください。(5)要請及び申出でございますが、①農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者で利用権の設定等を受けようとする者、又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。とされております。以上の事項にしたがいまして新規就農者の利用権設定の申請となっております。

つづきまして、議案書28ページにお戻りください。整理番号21番から22番につきましては継続であります。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請であります。整理番号21番、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成35年3月31日までの約5年間となっております。

整理番号22番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外1筆〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成30年3月27日から平成35年3月31日までの5年間となっております。整理番号21番、22番の図面につきましては52ページをご覧ください。

続きまして整理番号23番、新規でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外5筆、〇〇〇〇㎡でございます。公簿、現況地目とも畑、利用目的は普通畑、

貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 40 年 3 月 31 日までの 10 年間となっております。図面につきましては 53 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 24 番、新規でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 3 筆〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目畑及び山林、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。図面につきましては 54 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 25 番、新規でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇外 4 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目は畑及び牧場、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 31 年 9 月 29 日までの 1 年 7 ヶ月間となっております。図面につきましては 55 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 26 番から 31 番につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の離農に伴います新規の申請でございます。整理番号 26 番 31 番につきましては、報告第 18 号 8 番 9 番で合意解約がありました件についての利用権設定の申請でございます。整理番号 26 番所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 4 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目は畑、牧場及び原野、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字美留和 409 番地、〇〇〇〇氏、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。

整理番号 27 番から 30 番につきましては、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請であります。

整理番号 27 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目とも畑、利用目的は牧草畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。

整理番号 28 番、字〇〇〇〇〇外 5 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目は畑及び牧場、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。整理番号 26 番 27 番 28 番の図面につきましては 56 ページをご覧ください。

整理番号 29 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 6 筆、〇〇〇〇㎡、公簿、現況地目ともに畑、利用目的は牧草畑、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円、期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。図面につきましては 57 ページをご覧ください。

整理番号 30 番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 8 筆、〇〇〇〇㎡、公簿地目は畑、牧場、山林及び原野、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、借受人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。図面につきましては 57 ページから 59 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 31 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 5 筆〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目は畑、牧場、山林及び原野、現況地目は畑、利用目的は牧草畑、貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、借受人字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏、借り賃につきましては、〇〇〇〇円、期間につきましては平成 30 年 3 月 27 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間となっております。

図面につきましては 59 ページから 61 ページをご覧ください。

また、別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますのでご参照ください。

以上ざっぱな説明でございますが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。はじめに、整理番号1番2番3番4番5番26番27番28番29番30番について、1番吉田委員さんよろしくをお願いいたします。

吉田委員 1番吉田です。整理番号1番から5番につきまして、現地調査を3月16日に役場会議室において、出席者上西代理、齋木委員、渡邊委員、私と事務局で実施いたしました。〇〇〇〇さんの規模縮小に伴います利用権の設定であります。整理番号1番につきましては切原さんの所有地、整理番号2番から5番につきましては、報告第18号で合意解約がありました土地を一括して〇〇〇〇さんが使用する申請であります。ご承知のとおり〇〇〇〇さんにおかれましては長年健全な酪農を営んでおり、また札友内地区に経営地もあることから、有効的な利用が可能となり特に問題ないと判断しております。また本件につきましては、札友内地区各経営者との調整等も取れておりますので申し添えます。以上簡単でございますが報告といたします。

次、現地調査日は同じく、3月19日農業会議室において実施致しました。現地調査委員につきましては、上西委員、齋木委員、私と事務局であります。整理番号26番から31番については、〇〇〇〇が離農することに伴い、自作地及び賃貸借で利用していた農地を合意解約し美留和地区の営農者で賃貸借を行うものであります。農地については、平田牧場が管理していたこともあり問題なしと判断致しました。

また、賃貸借する箇所についてですが美留和地区の営農者が一同に会し協議を実施したことも確認しております。

以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。次整理番号6番7番については継続ですので省略いたします。次整理番号8番と11番につきましては、11番上西委員さんよろしく申し上げます。

上西委員 11番上西です。整理番号8番につきまして、現地調査を、3月19日に役場農業会議室において行ないました。出席者は、齋木委員、渡邊委員、吉田委員、私と事務局で実施いたしました。

本申請地につきましては、現在まで〇〇〇〇さんが賃貸借を結び使用していた土地です。利用集積計画の期間満了に伴い、〇〇〇〇氏と賃貸借を結ぶものです。ご承知のとおり、〇〇〇〇におかれましては、飼料生産販売等を営んでおり特に問題はないと判断しております。

以上、簡単ではありますが報告としますので、よろしく申し上げます。

つづきまして、整理番号11番につきまして現地調査を、3月19日役場農業会議室において行ないました。出席者は吉田委員、齋木委員、渡邊委員、私と事務局で実施いたしました。報告第18号で合意解約のありました土地を〇〇〇〇さんと賃貸借して使用する申請がありました。ご承知のとおり、〇〇〇〇さんにおかれましては長年健全な畑作を営んでおり特に問題はないと判断しております。

以上、簡単ではありますが報告としますので、よろしく申し上げます。

議長 はい、有難うございました。整理番号9番10番12番については継続でございますので省略いたします。次整理番号13番については、5番元山委員さんよろしくをお願いいたします。

元 山 委 員 5 番元山です。整理番号 13 番につきまして、現地調査を役場農業会議室において、3 月 16 日に行いました。出席者は塩沢会長、鈴木委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。当申請地につきましては、〇〇〇〇さん所有地であり、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんとの間で新たに賃貸借を結び使用する申請であります。借受者の山澤和弘さんにつきましては〇〇〇〇において健全な酪農経営を営んでおり、特に問題はないと判断しております。

以上、簡単ではありますが、報告としますのでよろしくご協議頂きたいと思いますので、お願いします。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 14 番につきましては、3 番鈴木委員さんよろしくお願いいたします。

鈴 木 委 員 3 番鈴木です。整理番号 14 番につきまして、現地調査を 3 月 16 日に役場農業会議室において、出席者は、塩沢会長、元山委員、江上委員、私と事務局で実施いたしました。報告第 18 号で合意解約のありました、〇〇〇〇さんが使用していた土地であります。ご承知のとおり、〇〇〇〇さんにおかれましては長年健全な酪農経営をしており、特に問題はないと判断しております。

以上、簡単ではありますが報告としますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 15 番 16 番 17 番 18 番 19 番 20 番については、4 番江上委員さんお願いいたします。

江 上 委 員 4 番江上です。整理番号 15 番から 19 番につきまして、現地調査を 3 月 19 日に農業会議室において、出席者は塩沢会長、元山委員、鈴木委員、私と事務局で実施いたしました。

整理番号 15 番から 17 番につきましては、〇〇〇〇さんの離農に伴います利用権の設定であります。

また、18 番 19 番につきましては、〇〇〇〇さんの土地を使用することに伴い隣接地となったことで使用可能となった土地であります。

借受人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんにおかれましては、長年健全な酪農経営をしており、それぞれ隣接地であることから効率的な使用が可能となり特に問題はないと判断しております。

また、〇〇〇〇さんの離農の件につきましては上仁多地区での各経営者との調整等が行われ今回の申請となっておりますので申し添えます。

以上、簡単ではありますが報告としますので、よろしくお願いします。

次整理番号 20 番につきまして、現地調査日は 3 月 16 日農業会議室において実施致しました。現地調査委員は、塩沢会長、鈴木委員、元山委員、私と事務局で実施しました。本申請は仁多地区の〇〇〇〇氏が離農し、同農場で研修を行っていた〇〇〇〇氏が新規担い手として営農を開始するための賃貸借となっております。営農については当分、当町の農業担い手育成センターを活用し各機関指導のもと実施していくこととなります。また農地においては〇〇〇〇氏が管理し、〇〇〇〇氏も研修先として管理も行っていた経過もあり問題なしと判断致しました。今後においても、先ほどの担い手センターの取組上、定期的に営農状況、農地状況の確認をしていくこととなり、必要であれば助言、指導を行うこととしております。

以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 21 番 22 番は継続ですので省略いたします。次整理番号 23 番については、2 番齋木委員さんよりお願いいたします。

齋 木 委 員 2 番齋木です。整理番号 23 番につきまして、現地調査を、3 月 19 日に役場農業会議室において、出席者は、上西代理、渡邊委員、吉田委員、私と事務局で実施いたしました。本申請地につきましては、現在まで〇〇〇〇氏本人が管理していた土地であります。本申請につきましては、〇〇〇〇さんの農業者年金受給の為の〇〇〇〇氏と賃貸借を結ぶものです。〇〇〇〇氏におかれましては、健全な畑作農業を営んでおり、経営農地の隣接地であることから有効的な使用が可能となり特に問題はないと判断しております。以上、簡単ではありますが、報告としますのでよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございます。次に整理番号 24 番 25 番については、8 番新木委員さん、よろしくお願い致します。

新 木 委 員 8 番新木です。現地調査日は、3 月 16 日農業会議室において実施致しました。現地調査委員につきましては、望月委員、阪口委員、私と事務局であります。小林委員については所要により欠席しております。
本申請は〇〇〇〇氏が経営規模縮小のため、営農地を自宅周辺の自己所有分のみとするため、合意解約を行い、また離れた農地の賃貸借を行うものであります。両申請地の農地はいずれも適切に管理されていた農地であり、借受人も一体的な農地利用ができることから問題なしと判断致しました。
以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終了しましたので、整理番号 1 番から 6 番まで、〇番〇〇〇〇さんが農業委員会法 31 条に該当致しますので退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。それでは整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番について何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定といたします。〇〇〇〇さんの退席を解除いたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 7 番 8 番 9 番 10 番 11 番 12 番 13 番 14 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定とさせていただきます。次整理番号 15 番 16 番 17 番 18 番 19 番 20 番について何かございますか。

新 木 委 員 はい、8 番新木です。15、16、17、18、19 ですが、利用料を二種類用意されているのですが、その理由というか、どちらがどうでこういった金額になったんでしょうか。

事 務 局 はい、申請書に基づいての記載になります。聞いているところによりますと、1 年目につきましては、肥培管理を行うということで半分の賃貸料ということで、2 年目以降につきましてはまともな契約の金額で聞いております。農業会議にもこういった契約が出てきたのだけれども。ということで事務局としても確認させていただきました。特に問題ないということで回答をいただいております。以上です。

塩 沢 委 員 はい、追加で報告いたしますけれども、現地は放牧地として使っておりまして、草地として直ぐ使えないということで、来春全部草地改良草地更新するそれには経費も掛かるということで、本人もオッケー ということで許可もいただいております。

新 木 委 員 はい、分かりました。

議 長 異議なし、ということで決定とさせていただきます。次整理番号 21 番 22 番 23 番 24 番 25 番 26 番 27 番 28 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定とさせていただきます。次整理番号 29 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議無し。ということで決定とさせていただきます。次整理番号 30 番 31 番について、○番○○○○さんが農業委員会法 31 条に該当いたしますので、退席をお願いいたします。休憩いたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。整理番号 30 番 31 番について何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで決定させていただきます。○○○○さんの退席を解除いたし

ます。休憩いたします。

(休憩)

議長 再開いたします。整理番号1番から31番まで決定をいただきました。議案第26号を決定させていただきます。次日程12、議案第27号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明をお願いします。

事務局 それでは62ページをお開きください。議案第27号「農用地等の利用調整申出について」農業経営基盤強化促進法第15条の規定に基づき申出のあった下記の農用地等の利用調整について調整候補者名の選定及び調整委員を指名する。平成30年3月27日提出。弟子屈町農業員会会長。
申出の件数は2件でございます。
整理番号1につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地でございます。申し出の種類につきましては譲渡でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外3筆、〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目は、牧場及び山林、現況地目は畑及び牧場でございます。申し出人につきましてはご本人の〇〇〇〇氏でございます。希望価格につきましては、〇〇〇〇円の希望でございます。図面につきましては64、65ページをご参照ください。調整候補者名につきましては、〇〇〇〇地区一円としおります。
つづきまして、整理番号2、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地でございます。申し出の種類につきましては譲渡でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外4筆〇〇〇〇㎡でございます。公簿地目は、畑、牧場及び山林、現況地目は畑でございます。申し出人につきましてはご本人の〇〇〇〇氏。希望価格につきましては、〇〇〇〇円の希望でございます。図面につきましては66ページをご参照ください。
調整候補者名につきましては、整理番号1、2ともに、〇〇〇〇地区一円としております。〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、公益財団法人北海道農業公社、13個人及び1法人を調整候補者いたしました。
以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、それではここで現地委員さんの報告をお願い致します。2番齋木委員さん、よろしくをお願いします。

齋木委員 2番齋木です。3月19日に役場農業会議室において、出席者、上西委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で現地調査を実施いたしました。
整理番号1番の申出につきましては、所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有地があります。〇〇〇〇氏につきましては、年金受給にともなうため数年に渡り土地の処分や賃貸借を行ってまいりました。今回の申出である一定の処理となる見込みとなっております。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、につきましては、以前調整申出のあった土地であり、〇〇〇〇氏本人が管理していた土地であります。外3筆の農地につきましては、〇〇〇〇さんと今月末日まで集積を結んでおり、適切に管理してまいりました。
次に、整理番号2番の申出につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の所有地であり、この土地につきましては以前より処分したい相談を受けており今回の申出となっております。この農地に関しても、2月末日まで〇〇〇〇氏と集積を結び適切に管理されていた土地でございます。
申請のあった、整理番号1番2番の土地に関しては何ら問題ないと判断いたしました。また、利用調整の候補者につきましても、〇〇〇〇地域一円といたしました。

以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。それではここで調整候補者の氏名でございますが、〇〇〇〇地域一円、13 個人 1 法人ということでよろしいですか。

〇〇委員 はい、〇〇〇〇です。整理番号 1 番 2 番の候補者を辞退いたします。

議 長 〇〇〇〇さんが整理番号 1 番 2 番を辞退するというので、12 個人 1 法人となります。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、調整委員の指名については局長よりお願いします。

事 務 局 長 それでは、1 番 2 番とも第 3 ブロックの委員さんをお願いしたいと思います。齋木委員、上西委員、吉田委員、渡邊委員の 4 名の委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい、調整委員の指名については、第 3 ブロックということでよろしいですか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し。ということでお願いいたします。議案第 27 号を決定とさせていただきます。その他事務局からありませんか。無いようですので本日程 1 から日程 12 まで全て決定いたしました。これにて第 8 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦勞様でした。

午後 12 時 19 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 江上 真一

議事録署名委員 元山 義久